

第105回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年3月24日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月24日 午後1時30分宣告（第5日）

議事日程

- 日程第 1 第 7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算
第 8号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
第 9号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
第 10号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 11号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 12号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
第 13号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 14号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算
第 15号議案 令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 日程第 2 請願第 1号 「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第 3 総務経済常任委員会所管事務調査報告
新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 所管事務等調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算
第 8号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
第 9号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
第 10号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 11号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 12号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
第 13号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 14号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 15号議案 令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算

日程第 2 請願第 1号 「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願

日程第 3 総務経済常任委員会所管事務調査報告
新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告

日程第 4 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 5 名)

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	1 0 番 大 畑 利 明 議員
1 1 番 田 中 一 郎 議員	1 2 番 林 克 治 議員
1 3 番 欠 番	1 4 番 今 井 和 夫 議員
1 5 番 大久保 陽 一 議員	1 6 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 前 田 正 人 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長 津 村 裕 二 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君
波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳 君	千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君

会計管理者	前川	満	君	総合病院副院長兼事務部長	菅	原	誠	君
教育委員会教育部長	大谷	奈雅子	君	農業委員会事務局長	田	路	仁	君

(午後 1時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

ここで暫時休憩をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

午後 1時31分休憩

午後 1時53分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

事務方不手際のため、貴重な時間を割いてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第7号議案～第15号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算から、第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

当該9議案は、去る3月9日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 第105回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和4年度各会計予算に係る第7号議案から第15号議案までの9議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

まず、全大会につきましては、審査日が令和4年3月23日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員であります。

次に、小委員会である予算委員会は、審査日、令和4年3月11日、14日、15日及び16日で、審査場所は同じく宍粟市議場、出席委員及び欠席委員はお手元の資料の

とおりであります。

説明員は、各部局長以下関係職員で、審査資料は、令和4年度宍粟市各会計予算書など報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

次に、審査の経過及び結果につきまして、令和4年2月25日の本会議において上程があり、3月9日に本委員会に付託された第7号議案から第15号議案までの令和4年度予算に係る9議案の審査は、同日委員会を招集し、8人の委員で構成する小委員会で詳細審査をすることに決定しました。予算委員会は、2月25日に予算審査に係る調査準備を進めるために設置し、同日に審査要領等を協議し、詳細審査に向けた事前打合せを行いました。詳細審査は3月11日、14日、15日、16日の4日間で行い、令和4年度予算書及び主要施策説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め行いました。その後、23日に全体会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行いました。

第7号議案の自由討議では、指定管理者制度の指定管理料の支払いの考え方について、温泉施設、道の駅などの産業部が所管するものと温水プールとかのスポーツ施設を所管している市民生活部の関係部分について、施設の維持管理に関する維持管理費用との委託料分と、指定管理者自らが自主事業として行って収入を得るもの、あるいは利用者、温泉の利用者からの利用料収入として指定管理者が収入できるもの、その併用制を宍粟市の場合とっている。併用制をとっているにもかかわらず、利用者が少なく、儲けにならない部分まで指定管理料に含めています。全く見直しが行われず常態化しており、指定管理制度を設けているメリットというものが全く反映されていない。

しそ森林王国観光協会への支援事業というのが、これも相当な費用が支出されています公益財団法人です。本来、行政と財団との関係というのは、法的にも明確に区別しなければならない。市からの補助金の支払いは公益目的の事業以外のものまで10分の10の補助金が支出されています。こういうものがもう全て観光だということを利用して10分の10の補助金がどんどん流れていって予算が膨らんでいる。また、他の自由討議ではそもそも施設が必要であるかないかという、宍粟市としては市民もしくは地域がその地域に指定管理を受けながら進めていってほしいと思われる施設がある限り、その指定管理料が発生するものだと思っている。そこで発生した赤字決算であったり、黒字だけのことであったり、指定管理その施設が必要であるかないかというところで議論するべきだと思っている。施設がある限り、妥当なことだというふうに感じている。

波賀の生活圏の拠点づくりに関しての自由討議では、今、来年度の新年度予算に上がってきているが、各自治会、検討委員会からの意見に対して、まだ正式に回答されていないままの予算計上になっている。この辺はやらなければならないと思う。

また、自由討議として、地域の方々が一生懸命考えていただいて、その地域の拠点をどうするのか、また、地域の活性化をどうするのかということで検討していただいたと理解している。

続いて、第8号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算から第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算までの自由討議では、第15号議案の病院事業特別会計に関して、病院が運営されなく、病院経営が立ち行かなくなった責任を負うのはやはり市民の皆さん、その理解を得て進める事業だと思う。市民への告知をしっかりと進めていって、理解を得ながら事業というのが非常に重要になってくる。

また、自由討議として、新型コロナウイルス感染症においても公立の病院の果たす役割の大きさ、これを本当に実感した。やはり総合病院の事業効果にありますように、西播磨北部地域などの2次救急及び地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、急性期から回復期における診療を行うとともに、退院後の在宅医療まで一貫した地域完結型医療を構築し、市民の命と健康を守り、安全で安心な医療を提供すると、そういったことで本当に総合病院はなくてはならない。そこで、新しい病院ができたなら、本当は今よりもよくなるのか、不安を持っておられる方がいらっしゃるということ、ここが問題なのではないかというように感じている。

自治基本条例との関係でも、今回の市民病院の問題は、市民参画とか共同とかという形、あらゆる政策決定の場とか、協議の過程に意見が反映されていないと思う。本当に真剣にこの問題の市民の不安、意見とか負託を受けて議論したかということ、残念ながらそういう機会をいただいているというふうにするということが大事ではないのか。

また、自由討議として、議会でも病院に関する特別委員会をつくって、そこでまとめて、その提言というところまで進めた。この提言をまとめるところまでの仕事を全うされている上で、それが足らなかった。なぜそのときにおっしゃらなかったのかというふうに感じている。市民が疑念を抱いておられることについては、ひとつしっかりと議会が、我々が負託を受けているわけですから、そこで議論をして返していかなければいけません。だから、これでもう大丈夫ですという納得を得られるまで話し合っていかなければなりません。提言に参加しておりましたから分かっ

ておりますが、提言を出すだけということは任務ではございません。もう一度しっかりみんなで議論したいと思うとのことでした。

以上のとおり、自由討議を経て採決及び参考賛否の確認をしました。その結果は次のとおりです。

まず、第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査の中で、委員から出された主な質疑、回答、意見は次のとおりとなりますが、長文になりますので、予算決算常任委員会の意見を添えて報告にかえさせていただきます。

市長公室におきましては、アウトドア活路推進計画は、決算でも指摘をしましたが、中長期滞在者数を目標値にし、地域と連携しながら経済活性化に寄与されたい。

女性活躍プロジェクト提案事業は、令和4年度のスタートを皮切りに女性視点でのまちづくりの視点に期待する。

営業部設置事業については、答申に見合った成果が得られるように目標値の達成に向け、官民の連携を密にして事業を進めるべきと考える。

高齢者運転免許自主返納促進事業は、令和4年度以降の免許返納者に対する支援

施策が必要と考える。周知で一定の成果が出たことに満足せず、今後も高齢者の交通事故抑制に向けた施策展開が急務と考える。

総括して、部局が横断的に取り組むべき課題が山積みしている中で、市長公室の役割として、後期基本計画に掲げる指標と各施策の目標が結びつくよう調整機能を発揮することが望まれる。

総務部におきましては、自治体DXの推進においては、今後、議会としても当局と連携して進めていく必要があると考える。

効率的な情報発信においては、市民のニーズをアンケートなどにより把握して、ニーズに合った番組づくりや情報発信の手法などを考えていただきたい。

職員研修においては、外に出て視野の広がるような研修、また、地域に入って地域の状況をより深く把握する取組を行うべきと考える。

市民生活部におきましては、地域生活交通対策事業については、乗車率が下がってくると国の補助率が落ちる仕組みであることから、小型バスの利用が少ない地域にあっては、その地域に見合った多様な移動の手段を検討していく必要性がある。

ごみ収集運搬業務委託事業については、ごみ減量の効果が収集業務委託料に反映できるよう、収集形態の見直しなどの必要性が高まっている。

御形の里づくり事業については、家原遺跡公園、まほろばの湯を中心に一体的な整備を行い、一宮北部地域の活性化と賑わいを創出する至上命題がある。しかし、その戦略としてオートキャンプ場整備が集客を見込めるものなのか、採算性に問題がないのかなど、市場調査が十分とは言えない。

健康福祉部におきましては、外出支援サービス事業は外出が困難な高齢者や障がいのある人にとってはなくてはならない事業である。社会経済状況の変化などによる制度の見直しをしながら、事業を継続する必要がある。

ひきこもり対策推進事業は、プラットフォーム機能の構築が必要と思われる。

生活困窮者自立支援事業は、直営と委託、市役所内部及び関係機関との連携を密にし、事業を推進されたい。

少子化対策事業は、森林の家づくり応援事業や消防団婚活応援事業など、各部署が連携し、効果を高められるよう、調査研究が必要と考える。

産業部・農業委員会事務局におきましては、山村活性化支援交付金事業は、新たな取組であり、非常に期待するものである。米に付加価値をつけるブランド化により持続可能な農業の育成を図り、農地の保全や雇用の増大を図っていただきたい。

林業の担い手事業については、雇用創出の観点から小規模でも経費をかけない自

伐型林業家の育成にあたっては、担い手育成や機械化支援補助金の支援が利用できるよう周知していくことが必要と考える。

また、再生可能エネルギー利用促進事業では、環境政策費の予算額から見て、カーボンニュートラルを強力に進める取組が表れていないため、小水力発電などの事業化に向けて協議を進められたい。

しそ森林王国観光協会支援事業については、事業における公益性の範囲に留意する必要があると感じた。協会の取組としてはSNSなど情報発信の強化を図り、さらに宍粟市のPRに努められることを期待する。

建設部におきましては、移住・定住支援事業では、ダム機能を果たすためにも各部署の施策とうまくマッチングさせるとともに、先進地の取組の研究は重要であると考え。さらに、森林の家づくり事業では、転入する人に向けた中古物件の改修に係る支援メニューの拡充が重要であると感じる。

交通安全施設事業については、迅速に問題箇所の解消を進めていただいております。引き続き関係団体の要望を聞きつつ、通学路の安全確保に努められたい。

水道事業については、持続可能な運営のために、施設の長寿命化やダウンサイジングが重要であることは言うまでもないが、産業立地促進事業等とも絡めて使用量を増やすための事業展開ができないか、検討の余地があると思われる。

教育部におきましては、放課後補充学習推進事業については、昨年度と比べて増額予算となっており、引き続き児童支援の内容の充実に期待する。

学校給食運営事業については、地産地消において全国的にも誇れる取組を行っていることから、もっと市民に対しPR等見える化を図るべきと考える。

ICT支援員配置事業については、教職員の負担軽減とICTの有効活用のために人材と予算の両方の確保に向けた取組をより積極的に進めるべきである。

総合病院におきましては、令和4年度において黒字経営はもちろんのこと、一般会計からの繰入れがなくても大丈夫なほどの経常収益を期待する。現状、非常勤医師の存在はなくてはならないものではあるが、医業収益を上げるためには、整形外科における手術回数の増加が欠かせないため、いつでも手術対応のできる常勤の整形外科医を確保することが重要だと考える。

なお、新病院整備に関しては、より市民に分かりやすく伝える手法を検討し、市民参加型の事業推進とすることが望まれる。

会計課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局におきましては、特に意見はありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論は分離して行います。

まず、第7号議案の討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和4年度予算におきましては、男女共同参画の推進のため、複数の女性活躍プロジェクト提案事業を行い、男女共同参画社会についての意識の醸成を図ったり、環境の整備を行ったりと、女性の活躍推進につながる事業について高く評価しております。

しかし、毎年度指摘を続けておりますが、令和4年度予算におきましても、公立幼稚園、公立保育所の耐震工事や建替えの予算が計上されておられません。この原因は、宍粟市幼保一元化推進計画に基づき公立幼稚園、公立保育所を廃止し、民営化による認定こども園の建設を推進しているからです。運営法人の募集を行い、見つからなければ公立で運営をすることにしておりますが、これまで子どもたちの健全な発達を保障する環境を宍粟市の責任で整えてきたこともあり、法人が見つからず公立で運営してもらえてよかったという声も聞きます。国の方針が民営化の推進であり、公立の幼稚園や保育所の運営費に対する国庫負担金を一般財源化していたとしても、宍粟市においては地域や保護者などの声を聞き、政策を進めなければなりません。

また、根拠となる計画が新型コロナウイルス感染症以前に作成されたものであり、新型コロナウイルス感染症の影響が明確になってから、地域や保護者などの声を聞き、議論を行い、再度ニーズ調査を行い、計画をつくり直す方向性もあるのではないのでしょうか。今すべきことは、新型コロナウイルス感染症対策で大変な施設の不安や子育てを巡っての様々な不安を和らげる、これらのことに集中するべきである

と考えます。

また、これも毎年度指摘を続けておりますが、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした第3子以降の児童生徒の給食費の無料化について、3人の子どもがいる多子世帯でも対象とならないケースがあり、矛盾が生じております。学校給食費は義務教育にかかる費用の中でも非常に重い負担となっており、全ての児童生徒の給食費の無料化を行うべきです。

次に、外出支援サービス事業であります。令和4年度はサービス内容が大きく後退しております。これでは事業効果にあります外出が困難な障がいのある人や高齢者に対し、外出支援サービスを提供することにより、外出しやすい環境の確保と社会参加の促進を図ることができる、また、バス停が遠いなどの理由でバスの利用が困難な高齢者の日常生活の外出を支援することにより、住み慣れた地域での自立した生活を支援することができるという事業効果を果たすことができません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

このたび私は予算委員会において、主要な施策を中心に詳細審査を行いました。令和4年度は、主要施策以外にも大変多くの事業が進められることになっております。これらは全て長期的な視点において、持続可能なまちづくりを進めていくための予算であり、総合計画後期基本計画と地域創生総合戦略を具現化していく宍粟市民のためになる適正な予算であると私は判断しました。

生活経済面の支援、福祉関係への補助費を含めた予算、子どもたちの健やかな学びにとって大切な教育における予算、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の予算などなども含まれており、市民の健康、安全、安心を守る観点からも猶予することなく可決すべき議案です。

部分的に納得できないのであれば、修正案をお出しになればよろしいのです。この一般会計予算に反対するということは何を意味するのかを御想像いただきたい。議員各位におかれましては、賢明な御判断を賜り、賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

私も予算委員会に参加をさせていただきましたことに感謝を申し上げます。その中で幾つか問題点という形で反対理由を述べたいと思います。

まず、1点目は、中山間地域に暮らす高齢者の免許返納の問題、免許返納後の対応、あるいは外出支援サービスで負担が増える透析患者などの移動手段について、対策が検討されないまま制度の廃止や利用料金の値上げが行われていることです。

特に、免許返納問題は、決算委員会からも要望しており、中山間地域に暮らす人々に欠かせない免許返納後の移動手段の確保の検討を求めてまいりましたにもかかわらず、何ら検討がされていませんでした。また、外出支援サービスにおける透析患者の通院手段の対応についても同様であります。

二つ目には、観光振興費のしそく森林王国観光協会への補助金支出についてであります。公益財団法人が行う公益的な目的に対して限定的に委託料や補助金の支出が行われるべきと思いますが、公益目的以外への補助金支出が大変多いというのが問題であろうというふうに思います。

また、観光施設費や体育施設管理費による指定管理施設の委託料の中身については、指定管理制度のメリットが生かせておらず、指定管理料の多くが市外に流出する結果を生じています。このことから今後も改善が求められると思います。

三つ目には、第2のダム機能になる中心市街地の在り方の問題です。都市機能を誘導する施設、つまり病院です。新病院を市街地の外に移転し、市街地の中心部の文教ゾーンに観光駐車場を整備する施策が進められておりますが、このような無秩序の土地利用、無計画な都市づくりを進めれば、中心市街地の空洞化を防ぐことはできないと思いますし、より拍車がかかると考えられます。

最後に、予算全て反対しているわけではありませんけども、主要なこれら事業において、市民への説明、あるいは市民意見の反映、そういうものが不十分だと感じました。行政主導で進められていると感じます。主権者である市民を置き去りにしたまま、議会での賛成多数を背景に事業が進められることだけは避けていただきたいことを申し上げて、討論をいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 14番、今井です。第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計

予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本予算は、総額、歳入歳出それぞれに234億7,000万円とするもので、昨年の当初予算に比べ2,000万円、0.1%の増額でおおむね妥当かと思えます。

今年度の特別な主な事業としましては、一昨年来のコロナ対策事業、山崎の認定こども園建設事業、楓香荘解体事業、御形の里づくり事業、蔦沢小学校の改修などがあります。それらも含め、しっかりと安定した予算がおおむね組まれていると思われま

す。起債残高においても約4億8,000万円減額の見込みで、約290億円となる見込み、順調に減額されているものと思えます。

財政指数においても実質公債費比率4.6と昨年よりはやや増えますが、おおむね良好な値、また将来負担比率も毎年下がって、令和4年度は49となる見込みで良好かと思えます。

以上、大卒な説明になりますが、おおむね良好にしっかりと組まれていると思えますので、この一般会計予算に賛成するものであります。

議員諸氏の御賛同をいただきますことをお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上、第7号議案についての討論を終わります。

続いて、第8号議案から第15号議案についての討論を行います。

第8号議案、第10号議案、第11号議案、第15号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第8号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職、あるいは非正規労働者など低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しております。その上、令和4年度は保険税率を上げる改正が行われております。一般会計からの法定外繰入れを行い、保険税を引き下げるべきです。

また、滞納処分として預貯金や年金などの差押えが行われています。短期保険証も発行されております。直ちに中止し、市民が安心して医療を受けることができる権利を保障するべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願い

いたします。

続きまして、第10号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることではありますが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めております。75歳以上になれば、病気にかかりやすくなる方も増え、治療にも時間がかかってきます。負担を苦しめた受診控えに新型コロナウイルスによる受診控えが重なっております。その上、10月から医療費窓口負担現行1割の、2割への引上げが行われるとのこと。現状におきましても、保険料が払えず、短期保険証を交付される人が増加しております。これらは、75歳以上の高齢者の暮らしや命、健康を守る上で大きな影響を及ぼしかねません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

続きまして、第11号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

令和3年度から第8期が始まりましたが、介護保険料の月額基準額を第7期と同額の6,700円としております。宍粟市の介護保険料は全国的に見ても高く、高齢者の生活を圧迫し、介護保険料を何とか払ってもサービスを利用するときの利用料負担が重く、その人に必要な使いたいサービスを使えない人たちがいらっしゃいます。また、高過ぎる介護保険料を払えず、保険給付制限を課されている人たちもおられます。介護保険料の引下げを実行するべきであります。また、その人に必要な使いたいサービスが使えるようにサービス利用料の減免制度を市独自でつくるべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

続きまして、第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症禍におきまして、公立の病院が果たす役割の大きさを実感いたしました。また、宍粟市民にとって公立宍粟総合病院はなくてはならない病院であります。令和4年度は新病院整備に要する経費が予算に組み込まれておりますが、新病院に対しては多くの市民の方々が新病院に係る基本計画の内容が分か

らないといったような不安を持っておられることから、現時点におきましては、令和4年度予算について賛成することはできません。

議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番、八木雄治です。第8号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、被用者保険などとともに、日本におけるユニバーサルヘルスケア制度の中核をなすもので、全ての国民が等しく健康的な生活を送ることができるよう、最低限の医療保障を受けられるための制度です。

現状、少子・高齢化が進むとともに、現役世代1人当たりの医療費負担が大きくなる懸念がされております。そのような中でも保険者としての努力を重ねておられ、保険料の引下げのための一般会計からの繰入れといったお考えもあろうかと思いますが、それは税負担の公平性の観点からすると難しいものです。

保険料納入に苦慮されている低所得者層に対しては、何らかの仕組みづくりの必要性があるものの、市民の安心・安全に資する本制度は維持しなければならないのであります。

令和4年度予算額としましても適切妥当であると考えているものであります。

以上、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、第10号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本事業は、平成20年4月に老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わり、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方へ医療給付を行うための事業です。

都道府県ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が一括で事務を行い、市では保険料の徴収と窓口業務を行っております。

今年は2年ごとに保険料率が見直される改定の年です。財源は公費5割、現役世代の支援金4割のほか、高齢者からの保険料1割で賄われています。保険料の支払いが困難になった方には相談に寄り添い、分納での支払いや短期証の発行も行い、生活に不安を抱える方への配慮もされています。

以上のように、令和4年度総額5億8,012万円の予算は高齢者の福祉向上のため

の支え合いの制度に必要な予算であると判断し、加入者への細やかな配慮もされていることを認め、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 続いて、2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口です。第11号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業は、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護に対するニーズが増大する中、御本人だけでなく、御家族にとっても経済的にも精神的にも負担を軽減するために必要な制度であり、大きな力となっております。

また、運営においても介護予防に力を入れ、また自立支援等を推進することで、介護サービス費の抑制を図るとともに、国、県、市からの繰入れにより、介護保険料の市民負担軽減に努めておられます。

本議案は、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、包括ケアシステムのさらなる構築に努めていただくために必要な適切な予算が計上されていることを認め、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 続いて、11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算における事業内容は、小児医療の充実、救急車の積極的な受入れ、療養環境の改善、新型コロナウイルスを含む新興感染症患者の積極的な受入れ体制の確保等、地域完結型医療を構築し、市民命と健康を守り、安心して安全な医療を提供する予算編成であります。

病院はなくてはならないものです。また、宍粟市新病院整備に係る予算計上は、基本計画に基づき、基本設計、実施設計、建築工事、令和8年開院へ向けての新病院整備基本・実施・造成設計業務委託費であります。

第15号議案は、病院事業の安定した経営、市民の皆様の医療、介護、福祉全般にわたる安定した生活に寄与するものです。また、令和8年開院へ向けての必要な事業予算であります。第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算について賛成いたします。

議員各位の御賛同と御理解をお願い申し上げます。これで賛成討論とさせていただきます。

だきます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

新病院の建設は、宍粟市始まって以来の大型の公共事業です。次世代を支えていく若い世代の不安解消や疑問点に真摯に向き合い、疑問点を解消させて事業を遂行していくことが行政の役割と考えます。

しかし、現在の基本計画における病院経営の収支シミュレーションは、その世代に説得力を持つものではなく、開院後10年足らずの収支であり、その内容ですら、必死の努力目標と自ら説明されています。また、国が求める感染症対応を念頭に、コロナの影響を考慮した収支シミュレーションを持つことも重要だと考えますが、その試算は提示されていません。もし、病院経営がうまくいかなかった場合の責任はどなたが持つのでしょうか。公立病院としての存続は本当に可能なのでしょうか。この先、開院後は担当者も代わっておられるでしょう。運営が行き詰まったとき、その責任、負担を負わされるのは市民です。だからこそ、基本計画の段階で市民の理解、納得が必要だと考えます。

さらに、現在計画されている病床数を維持していくためには、医師の確保など、マンパワーの強化が必要だと説明されています。その意味では、現在の医師の定年問題を重視する必要があります。68歳までの定年延長と再任用で75歳まで可能とする総合病院の勤務医の在り方に疑問を抱きます。新病院整備に係る市民への情報提供の不十分さ、市民との対話や公聴会などを実施せずに事業を進めることに強く反対をいたします。

現状のまま事業を推進される執行機関及びそれに賛同される方々各位には、将来に不安を抱く市民への説明責任を十分に果たされたいことを申し添え、反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第7号議案を起立により採決いたします。

本議案に関する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第7号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案を採決いたします。

第8号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第8号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第9号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案を採決いたします。

第10号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第10号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案を採決いたします。

第11号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第11号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案を採決いたします。

第15号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第15号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 請願第1号

○議長（飯田吉則君） 日程第2、請願第1号、「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、請願第1号、「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

請願の提出者は、市民オンブズマンの会で、内容につきましては、表題のとおり、水道料金を値上げせず、一般会計からの繰入れにより、水道事業特別会計の収支を黒字にするよう、市長への意見書提出を求めるものです。

審査の中で、委員からは、どの程度の金額の繰入れが必要と見込んでいるのかとの質疑があり、紹介議員からは、留保資金が減少していく中でおおよそ1億5,000万円ほどの繰入れを受けた上で今後の経営状況の改善につなげたいとの説明がありました。

また委員からは、水は生活に欠かせないものであり、市民としては料金をできるだけ低く抑えてもらいたい一方で、公営企業の運営における独立採算という基本ルールを認識する必要があるとの意見がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、請願第1号は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

- 9番（山下由美君） 請願第1号、「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願について、採択に賛成をする立場から討論を行います。

水は生活に欠かせないものです。水がないと生きていくことができません。今回、基本料金と使用水量に応じて支払う超過料金ともそれぞれ約2割増しとすることが示されました。月20トンを使う口径13ミリの一般家庭では、月額3,520円が月額4,290円になり、月額770円もの値上げとなります。兵庫県下では4番目に高い水道料金になるとのことです。

移住者が移住先を選ぶときには、水道の料金を選択肢の一つと考えるので、移住者が減少すると想定されます。また、基本料金が払えず、困窮世帯が増え、住民の福祉の増進が滞ってしまいます。このようなことから、この請願書の採択に賛成をいたします。

議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

- 5番（八木雄治君） 5番、八木雄治です。請願第1号、「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」について、反対の立場で討論いたします。

先般、水道料金の値上げやむなしの答申を審議会から受けましたが、現時点では、市として答申を受けた段階で引上げが市として決定されたわけではありません。仮に、水道料金の値上げにより、若者の人口流出に拍車がかかることは懸念されますが、現状、この広大な面積を有し、水道施設の維持管理に不利な条件がそろっている宍粟市において、現在の料金収入をもって採算をとることは公益企業の独立採算の原則があるとはいえ、非常に厳しいものであります。

今、議会そして行政が行うべきことは、国に対しては水道事業に係る財政措置の要望を行い、県に対しては水道事業の広域化等の要望を行うことにより、地方でも維持のできる水道事業制度の構築に向けて働きかけ、地方にも住みやすい環境づくりに向けて声を上げていくことを優先すべきと考えます。

豊かな森林を維持・管理し、下流域の水源確保の一端を担っている我が宍粟市が

人口減少により水道代が高くなってしまいうという大きな課題を国や県に訴え、改善させる努力をすることが我々議員に課せられた使命と考えます。

宍粟市のような財政規模の小さな団体が単独で水道事業を支援しようとするならば、必ず何かの市民サービスを削ることになり、毎年支援を続けるということになれば、宍粟市の体力は先細りしてしまいます。一般会計からの繰出しを行うことは、目先の課題しか解決できず、将来にわたる宍粟市民のためを思ったやり方としては適当ではないと考えます。

以上のことから、我々がすべきことは一般会計からの繰出しという一時しのぎの対策ではなく、地方の水道事業を国、県で支えていく仕組みを構築していくことを一致団結した要望活動により実現していくべきであると再確認をしていただきたいという思いをもって反対討論といたします。

議員各位の賢明なる御判断をお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 7番、前田です。よろしくをお願いいたします。

請願第1号、「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

地方公営企業法第17条の2の2、当該地方公営企業の性質上、能率的に経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とあります。一般会計等からの繰入れが可能であるとされています。

平成30年11月、宍粟市水道事業経営審議会において、安定した水道事業経営の実現に向けた提言として、6番、一般会計からの繰入れの検討とあり、山間部であるという地形的な要因と大口利用者が少ないという恒常的な要因から、一般家庭における水道料金は他団体と比べて高くなっている。水道料金の受益者は市民全体に及ぶことから、市の政策の一つとして今後料金改定率を抑えるために、水道会計への追加補助が実施できないか検討願いたいとあります。宍粟市に来て、水道料金はこんなに高いのに驚いた、水の豊富なところなのにどうしてこんなに水道料金が高いのかなど、多くの市民の声を聞きます。

平成23年、宍粟市自治基本条例が施行されました。市民の参画と協働による市民自治の実現とあります。当意見書を求める請願については、意見書を市長に提出することを要望されています。どうか議員各位の御理解、御賛同をお願いして、賛成

討論といたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、反対者の通告がありませんので、続いて賛成者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」の提出を求める請願について、請願を採択すべきという立場から討論をいたします。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行に関する取扱いに係る総務省通知というのがございますが、その中に公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保するものでなければならぬとしています。

この場合の適正な原価は、営業費、支払い利息などの経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないとしています。また、経営戦略の基本的な考え方として、料金の算定にあたっては、原価をもとに料金を算定することが必要であり、住民福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を上げるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであるとしています。

宍粟市の水道事業は、先ほどもありましたように、地形的な要因、大口利用者が少ないなど構造的な要因から、一般家庭の水道料金は高い構造にあります。その構造に加えて、人口減少や施設の老朽化、それに伴う更新費用の増大などの社会的要因が加わり、収支不足を招いていると言えます。

公営企業法第17条の3では、地方公共団体は、災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計から公営企業の特別会計に補助することができるとしています。これら総務省通知や公営企業法に適合することから、本請願の願意に賛同するものであります。

本請願が採択されますよう、議員各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

- 議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、請願第1号を起立により採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（飯田吉則君） 起立少数であります。

請願第1号は、不採択となりました。

日程第3 総務経済常任委員会所管事務調査報告

新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告

○議長（飯田吉則君） 日程第3、総務経済常任委員会所管事務調査報告及び新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告を議題とします。

まず、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） それでは、総務経済常任委員会の閉会中に行いました所管事務調査の結果報告をいたします。

時間の関係もございますので、詳細についてはお手元に配付の報告書を御覧いただきたいと思います。

要点を口頭で報告させていただきます。

今回、調査が終了したのは特定空き家対策についてでございます。

調査の経過としましては、当局に資料を求めるほか、委員間の意見交換を行い、現状の整備を行った後、課題として、特定空き家等の所有名義人は市外在住者が多く、未相続を含めて現所有者の特定や連絡先の確認に期間を要していること、また、市の中でも関係部署が多く、横断的な取組を強化する必要があることなどが挙げられました。

課題解決のためということで、特定空き家対策は法の手続等に期間を要し、長期にわたる大変な事業であります。現在は建設部が総括窓口となるなど、前向きな組織改革を行っていただいておりますので、今後も市の定める業務フロー等に沿って着実に推進され、庁内の情報共有及び連携がされていくことを求め、調査を終了したいと思います。

以上で報告を終了します。

○議長（飯田吉則君） 続いて、新病院の整備等に関する調査特別委員会の報告を求めます。

新病院の整備等に関する調査特別委員会委員長、11番、田中一郎議員。

○新病院の整備等に関する調査特別委員長（田中一郎君） それでは、新病院の整備等に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

まず、お手元に資料を配付しておりますとおりでありますけれども、主要部分のみ

御連絡申し上げます。

まず、宍粟市議会では、地方自治法第109条第1項及び宍粟市議会委員会条例第6条1項に基づき、令和3年5月25日に第99回宍粟市議会定例会において、調査特別委員会を設置いたしました。委員構成におきましては、資料5ページ（後刻発言訂正あり）、特別委員会委員構成6名によって調査を行ってまいりました。また、今日に至るまで特別委員会は令和3年5月25日設置以降5回の特別委員会を開催してきました。経過概要また活動状況、基本計画への提言については、2ページ、3ページ、4ページを御覧ください。

最後に、最終ページの5ページにまとめておりますけども、調査特別委員会は、新病院整備に係る基本計画作成終了まで開催するようになっておりましたが、コロナ禍による工程の遅れから基本計画は作成されておらず、継続して調査が必要との議員からの声があり、昨年度令和3年度において継続的な調査研究が必要と考え、先ほども申し上げましたけども、令和3年5月25日に本会議で承認され、調査特別委員会を設置したものであります。その後、宍粟市より提出された宍粟市新病院整備に係る基本計画案について、調査研究を行ってきたところであります。

今後は、所管常任委員会において調査を行い、議員協議会で情報を共有しながら、議会意見の提出を行う必要があるとの判断により報告を申し上げた次第であります。特別委員会の目的であった基本計画が提出されたため、特別委員会の最終報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 各委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

田中委員。

○新病院の整備等に関する調査特別委員長（田中一郎君） 先ほどの私の発言を訂正させていただきます。

特別委員の委員構成の部分で、5番といったつもりですけども、今議員に聞きますと、5ページと申し上げたそうですので、特別委員会委員構成については、2ページの5番でお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（飯田吉則君） 訂正、御確認願います。

ほかに何か質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 所管事務等調査について

○議長（飯田吉則君） 日程第4、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

今期定例会に付託されました案件の審議は全て議了いたしました。

これをもちまして第105回宍粟市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第105回宍粟市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

厳しい寒さと雪も終わりを告げまして、フキノトウが芽吹き、梅の開花、桜のつぼみの膨らみと春を感じさせてくれるようになってまいりました。

去る2月25日に開会いたしました第105回宍粟市議会定例会は、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策をとりながらの議事運びとなりましたが、議員各位、市長はじめ当局の皆様、また傍聴者の皆様の御理解、御協力のもと、本日をもって無事閉会の運びとなりました。

今定例会におきましては、令和4年度一般会計予算をはじめとする各予算、並びに宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定をはじめとする多数の重要案件の上程がございましたが、予算委員会においては神吉委員長、垣口副委員長をはじめ委員各位の連日にわたる新年度予算審査並びに今期定例会に上程されました各案件は、議員各位の御精励により全て適切妥当な結論にて議了いたしました。

さて、新型コロナウイルス感染症へのまん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されましたが、感染症は収束したわけではございません。ワクチン接種も順次進められておりますので、市民の皆様の賢明な判断をもって御協力いただければと思います。とともに、気を緩めることなく、感染症対策をとっていただくようお願い申し上げます。

また、このような状況の中で、先週には東北地方で震度6強の地震が発生し、火力発電所の損傷により東北・関東地方での電力が逼迫する事態が起こっております。また、世界に目を向ければ、ロシアのウクライナ侵攻による国外への避難民の大量の発生と、多くの罪のない人々の貴い命が奪われている現状に強い憤りを禁じ得ません。主義・主張の違いは責めることはできませんが、政治に求められているのは国民の生活と国の安定であります。武力でそれをなし遂げようとする行為は許されるものではないと思います。一刻も早い停戦を願うとともに、犠牲となった方々に哀悼の意をささげたいと思います。

また、事の大小の違いはありますが、今、私たちの立場においてなすべきことは市民生活の安心・安全と福祉の充実を第一に考えることが使命であると捉え、引き続き努力をお願いしたいと思います。

また、今期をもって定年をお迎えになる職員の皆様におかれましては、長年にわたり市政に御尽力いただきましたことに敬意を表しますとともに、今後とも御健勝にて御活躍されることを御祈念申し上げます。御苦労さまでした。

最後になりますが、議員各位、皆様の御協力に感謝申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第105回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

桜のつばみも膨らみ始め、春の訪れを感じる季節になりました。

先月25日に開会いたしました第105回宍粟市議会定例会は、飯田議長、大久保副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、心より厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和4年度予算をはじめ各種条例の制定など、多数の重要案件につきまして慎重な御審議をいただきました。改めて厚くお礼を申し上げます。

御承知のとおり、世界で大変な状況となっております。ロシア軍によるウクライナへの侵攻が始まり、今日で約1か月がたとうとしております。私たちは多くのウクライナ市民が平和に暮らす都市に対する爆撃や砲撃から目を背けることはできません。今もなお多くの罪もない貴い命が奪われるなど非常事態が続いております。この痛ましい戦争の全ての犠牲者に心より哀悼の意をささげるとともに、この非人道的行為を早期に終わらせ、平和的な復興を願う声を上げたいと思います。

そこで、市としましては、ウクライナの人々を支援するために、市役所本庁舎を

はじめ市内12か所に、4月28日まで募金箱を設置します。市民の皆様には温かい御支援をお願いしたいと思っております。

さて、新型コロナウイルスワクチンの3回目の集団接種を本日より65歳以上の方を対象として開始をしています。

また、5歳から11歳の1,894人の方々を対象にワクチン接種の意向調査を実施したところ、3月23日、昨日の時点ではありますが、767人、約40%の接種希望者となっております。接種希望者には4月28日から順次進めてまいりたいと、このように思っております。

いずれにしましても、前回のワクチン接種と同様に、宍粟市の医師会をはじめ医療従事関係者の皆様の御協力のもと、万全の体制で職員一丸となって取り組んでまいります。

間もなく令和4年度が始まりますが、施政方針でも申し上げたとおり、本市の豊かな自然から育まれた文化、歴史、人の営みなどを一体的に風景と捉えた「日本一の風景街道づくり」を推進してまいります。このたび、優れた景観の棚田を国が認定する「棚田遺産」に、本市から一宮町山田と波賀町飯見の2か所が選ばれました。まさに、お米づくりを通じて人の営みから生まれた風景であり、これらの風景を継承しながら市民の皆様が誇りを持って、10年、20年先も“宍粟市で住み続けたいと思えるまち”の実現に向け、各種の施策を着実に進めてまいります。

また、本年度に策定しました第3次宍粟市環境基本計画並びに宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づき、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大、さらに森林整備により二酸化炭素の吸収量を高めるなど2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して、ここにゼロカーボンシティ宣言をします。

今後、市民・事業者の皆様と連携して、環境施策推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、新年度にかけまして公私何かとお忙しいこととは存じますが、議員各位には健康に十分に御留意をいただき、本市の発展のため、さらに御活躍いただきますよう祈念申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

長期にわたりまして、ありがとうございました。

(午後 3時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 今 井 和 夫

宍粟市議会議員 中 本 隆 敏